

ヘイトスピーチ投稿について人格権侵害及び名誉感情の侵害が認められた事例

【文献種別】 判決／横浜地方裁判所川崎支部

【裁判年月日】 令和5年10月12日

【事件番号】 令和3年（ワ）第913号

【事件名】 損害賠償請求事件

【裁判結果】 一部認容、一部棄却

【参照法令】 日本国憲法13条、民法709条・710条、ヘイトスピーチ解消法2条

【掲載誌】 判時2610号79頁

◆ LEX/DB 文献番号 25596415

専修大学准教授 須加憲子

事実の概要

Xは、川崎市内に在住するいわゆる在日コリアン3世である。Yは、平成28年6月14日、Y開設のブログにおいて、「【川崎デモ】X、お前何様のつもりだ!!」と題する記事内において、「日本国に仇なす敵国人め。さっさと祖国へ帰れ」などと記載した（本件投稿1と呼ぶ）。これに対し、ブログ運営会社は、本件投稿1を削除した。この削除を受け、Yは、同年10月24日から令和2年10月31日までの4年間にわたり、本件ブログ又はツイッターに、Xについて「差別的当たり屋」「被害者ビジネス」などと表現する投稿を行った（本件投稿2と呼ぶ）。Xは発信者情報開示請求訴訟を提起してYの情報を割り出し、令和3年9月17日付けで、Yに対し、本件投稿1の記事をYが投稿したか否か確認するとともに、平成28年頃からXに対する執拗な誹謗中傷を繰り返してきた事実を認めるか、また、これについて謝罪や賠償の意思の有無を尋ねる内容証明郵便を送付した。これに対し、Yは通知を受け取ってから1週間程度でこれらを認めた上で謝罪し、賠償や直接の謝罪をする意思を表明する内容の文書を送付した。

Xは、本件投稿1が本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という）2条の差別的言動（排除類型）に該当し、本件投稿2が名誉毀損又は名誉感情の侵害に当たる不法行為を構成するとして、損害賠償を請求した。

判決の要旨

判決の要旨と判例の解説中の下線・丸数字・ローマ数字は筆者による加筆である。

**1 ヘイトスピーチ解消法2条の差別的言動
該当性**

本件投稿1は、Xに向けられた言動であると認められ、Yの本邦外出身者に対する否定的な意見を示す文言に続いてこの記述がなされていることも踏まえると、「①Xを含むいわゆる在日コリアンは日本国の敵である」と何らの根拠なく断定する悪意ある表現を用いて、その出身地を理由として、日本国外へ排斥することを煽る表現であり、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動と解するのが相当である」。ところで、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は……我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものであり」、「②憲法13条に由来する人格権、すなわち、(i)本邦外出身者であることを理由として地域社会から排除され、また(ii)出身国等の属性に関する名誉感情等個人の尊厳を害されることなく、(iii)住居において平穩に生活する権利は、本邦外出身者について、日本国民と同様に享受されるべきものである」。そうすると、本件投稿1は「本邦外出身者であるXについて、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動であるから、③住居において平穩に生活する権利等の人格権に対する違法な侵害行為に当たり」不法行為を構成する。

2 本件投稿2がXの社会的評価を低下させるか

「ある表現における事実の摘示又は意見ないし論評の表明が人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてその意味内容を解釈し、判断すべきである……最高裁平成9年9月9日判決参照」。本件投稿2について「Xが(a)『差別の当たり屋』であると表現する記載は、『当たり屋』という文言が一般に故意に交通事故を起こして損害賠償を請求しようとする者の呼称として用いられ、他人に悪印象を与える文言であることを踏まえると……また、(b)『被害者ビジネス』という記載は、『被害者ビジネス』という文言が被害者であると偽って金銭を得ることを示す文言として用いられ、他人に悪印象を与える文言であることを踏まえると、『差別の当たり屋』と同様、Xを中傷するために用いられた表現であると認められる。……他方で、『差別の当たり屋』や『被害者ビジネス』という文言が必ずしも一義的なものとまでは認められないことを考慮すると、Xが主張するように、Xが実際には差別されていないのに差別される被害を故意に発生させて金銭を取得しているとの事実を摘示し、Xが嘘つきで利己的な人間であるとの印象を与える事実の摘示又は意見ないし論評であると直ちに解することはできない」。そこで、「差別の当たり屋」や「被害者ビジネス」という文言が用いられた文脈等も考慮した上で、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてその意味内容をそれぞれ解釈すると、Xが「自身に批判的な書き込みを積極的に見つけ出し、差別であると騒いでいるという事実を摘示するものであると認められる」。しかし、本件投稿2は「Xに批判的な書き込みが存在することを前提としたものであり、Xが実際には差別の被害がないのに差別される被害を故意に発生させているとは読み取れない」などとして社会的評価を低下させる表現とはいえ、名誉毀損には当たらないとした。

3 本件投稿2がXの名誉感情を違法に侵害するか

『差別の当たり屋』及び『被害者ビジネス』という表現はXを中傷するために用いられた表現であること、約4年間という長期にわたって執拗に中傷が繰り返されていたことなどを踏まえると……Xの人格を強く非難し、Xの名誉感情を著しく害するものであると認められるから、社会通念上許容される限度を超える侮辱行為というべきで

あり「Xの名誉感情を違法に侵害する」。

4 損害の発生及び金額

慰謝料額の算定にあたっては、諸般の事情を総合的に考慮するのが相当である。本件投稿1は「当該表現がXの名誉感情、生活の平穏及び個人の尊厳を害した程度は著しく、これらの人格権侵害によるXの精神的苦痛は非常に大き」く、本件投稿2については「約4年間もの長期にわたり執拗に繰り返されたものであり」、本件投稿1も本件投稿2も「多数の者が閲覧ないし閲覧可能なインターネット上においてなされており、その行為態様も悪質である」。他方、Yの謝罪及び賠償の意思表示を考慮し、慰謝料は本件投稿1につき100万円と本件投稿2につき70万円、弁護士費用は本件投稿1につき10万円と本件投稿2につき7万円及び発信者情報開示訴訟に係る7万円の、合計194万円が相当因果関係のある損害であるとした。

判例の解説

一 本判決の意義とヘイトスピーチ解消法

我が国において植民地支配時代から行われてきた在日韓国朝鮮人に対する差別的言動は、平成28年6月3日にヘイトスピーチ解消法が施行されるまで、これを規制する法律はなかった¹⁾。本法によると、本件投稿1「さっさと祖国へ帰れ」は、「排除類型」に該当する(判旨①部分)。本判決では、主に、本件投稿1が人格権侵害に当たるか(当たるとして、いかなる法益か)、本件投稿2「差別の当たり屋」「被害者ビジネス」が名誉毀損ないし名誉感情の侵害になるかが問われた。

二 ヘイトスピーチと保護法益(平穏生活権)

判旨②部分では、人格権の内容を、(i)排除されない権利、(ii)出身国等の属性に関する名誉感情等個人の尊厳を侵害されない権利、(iii)住居において平穏に生活する権利、の3要素を挙げている。一見すると(iii)に(i)(ii)が包摂されるとみえるが、判旨③部分に「等」と入るので、3要素は区別されることになる。これらの関係をどのようにとらえるべきか。

ここで、平穏生活権は、次の2類型に分けて説明されることが多い²⁾。第1に、生命・身体という絶対権に接続する平穏生活権である(暴力団

事務所に対する使用差止請求・都道府県適格センターを原告とする福岡地久留米支判令3・2・5判時2508号57頁や、廃棄物処分場に対する差止請求・仙台地決平4・2・28判時1429号109頁等）。第2に、多種多様な主観的利益が法的保護に値するかを検討する受け皿として主張される場合である（最判平22・6・29判時2089号74頁等）。いずれにおいても、平穩生活権が認められる多くの場面では、土地（場所）に付随して問題が発生する点にも着目する必要があるのではないか³⁾。

翻って、本判決の理論構成は、次の2事件を参照していると考えられる。横浜地川崎支決平28・6・2判時2296号14頁（川崎市ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件）は、川崎市内の在日朝鮮人が集住する桜本地区において施設などを運営する社会福祉法人（Xの勤務先）が、ヘイトデモの事前差止めを請求した事件である。本決定は、ヘイトスピーチ解消法2条を根拠に、不当な差別的言動自体が人格権に対する違法行為を構成するとし⁴⁾、デモという物理的行為に対し、法人事務所の周辺という場所の平穩を保護する構成を採った。すなわち、「何人も、生活の基盤としての住居において平穩に生活して人格を形成しつつ、自由に活動することによって、その品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から評価を獲得するのであり、(iii) これらの住居において平穩に生活する権利、自由に活動する権利、名誉、信用を保有する権利は、憲法13条に由来する人格権として、強く保護され」る。本邦外出身者が、「(i) 差別され、本邦の地域社会から排除されることのない権利は、本邦の地域社会内の生活の基盤である住居において平穩に生活し、人格を形成しつつ、自由に活動し、名誉、信用を獲得し、これを保持するのに必要となる基礎を成すものであり、上記の人格権を享有するための前提になるものとして、強く保護されるべきである」。また、「(ii) 本邦外出身者が抱く自らの民族や出身国・地域に係る感情、心情や信念は、それらの者の人格形成の礎を成し、個人の尊厳の最も根源的なものとなる」。

次に、Xの子を名指して通名であるとして、在日韓国朝鮮人の通名使用を「在日専用の犯罪用氏名」であると中傷し、また在日韓国朝鮮人について「悪性外来寄生物種」などと侮辱した者に対して、子が提訴した横浜地川崎支判令2・5・

26LEX/DB25590286（控訴審・東京高判令3・5・12LEX/DB25571571）がある。「(ii) 本邦外出身者が抱く自らの民族や出身国等に係る感情や信念等は、それらの者の人格形成の礎を成し、個人の尊厳の最も根源的なものとなる……そして、本邦外出身者に対し、憎悪・差別の意識を煽る目的をもって、本邦外出身者であることを理由に著しく侮辱し、日本の地域社会から排除することを煽動するような言動は、(iii) 憲法13条に由来する、住居において平穩に生活する権利、自由に活動する権利、名誉、信用を保有する権利等の人格権を享有するための(i)前提として強く保護されるべき、本邦外出身者が……差別され、本邦の地域社会から排除されることのない権利のみならず、(ii)上記の本邦外出身者がそれぞれ有する自らの出身国等の属性に関して有する名誉感情を著しく害することになる」。

2事件から本判決を振り返り、3要素の関係性をまとめてみる。(i)の差別・排除されない権利は、(iii)住居において平穩に生活する権利等の人格権を享受するための、環境を整備する前提的権利であり、人格権保障の基盤を提供するものである。(ii)は民族的アイデンティティであり、人格形成の礎、個人の尊厳の最も根源的なものであり、保護されるべき究極的な実質的価値である。しかし、損害賠償請求権の法的根拠としては抽象的過ぎる。そこで、(iii)住居において平穩に生活する権利等が、(i)(ii)を踏まえた法的根拠の発現形態となる⁵⁾。なお、ヘイトスピーチ解消法2条の文言に鑑みると侮辱で処理される可能性が高まるが、被侵害法益の価値と後述の慰謝料の高額化の観点から、この構成が適切であるか今後の検討事項としなければならない。

三 「被害者ビジネス」と名誉毀損の文脈解釈

事件被害者らによる損害賠償訴訟や事故防止活動等に対し、金儲けと批判されることがある。本判決は、名誉毀損の成否において、Xの主張に沿った判旨(a)(b)の定義を採用し、本件投稿2の各記述に使用された文言の意味内容について、文脈なども考慮し、一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した。この定義が厳密に適用された結果、実際には差別されていないのに差別される被害を故意に発生させて金銭を取得している事実が必要となり、実際に批判的書き込みがあ

り差別を受けている事実が名誉毀損成立の障害となっている。

ここで、「被害者ビジネス」が名誉毀損に該当するとした、テラスハウス発信者情報開示請求事件・東京地判令4・7・13LEX/DB25606799がある。同事件では、原告による誹謗中傷被害者救済活動に関し、「(自死した娘の)名前で金集め。これは間違いなく被害者ビジネスですね」との投稿が問題となった。判決は、「原告が、自死した娘の名前で金集めをしているという事実を摘示した上で、これについて原告が被害者ビジネス(何らかの被害者であることにかこつけて金儲けをすることと理解される)をしているとの評価を記載するもの」と述べ、事実(「『原告が現に行った行為』を基礎として『被告が表現した事実』」)及び評価(事実を被告が評価した内容)に分割して判断した⁶⁾。そして、一般の読者に対し、娘の自死を利用して金儲けをしている印象を与え、社会的評価を低下させるとした。これに対し、公立女子大学の男女別学について憲法14条違反を理由に提訴したことに対し、週刊誌が「そんなに小遣いが欲しいなら」との発言を掲載した福岡地判令元・9・26判時2444号44頁がある。名誉毀損は否定しつつ、同記事の意見は侮辱に当たる人格への攻撃であるとして名誉感情侵害を認めた⁷⁾。本判決は名誉毀損の判断にあたり、別件訴訟を提起した事実を基礎に、当該表現は一定の評価を表明した意見ないし論評に当たり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、登場人物の主観や評価にすぎないと判断した。ヘイトスピーチ訴訟を意見論評型で構成する困難さが着目されるが⁸⁾、事実の解釈方法も精査を要する。

四 慰謝料の高額化

本判決は、Yの謝罪及び賠償の意思表示を考慮し、投稿1につき100万円と投稿2につき70万円の慰謝料を認めた。侮辱の一般的慰謝料額10万円程度と比べると高額であるが、ヘイトスピーチ(侮辱)の被侵害利益の明確化と関連付けた損害額の妥当性は検討事項である⁹⁾。なお、京都地判平25・10・7判時2208号74頁(注4)では1226万3140円の損害賠償金が認められたが、物理的攻撃が行われていることや法人の損害が含まれていることから本判決と単純に比較はできない。人種差別と女性差別との複合

差別が問題となった大阪地判平29・11・16LEX/DB25560658では200万円の慰謝料(大阪高判平30・6・28LEX/DB25566672は一審支持、最判平30・12・11LEX/DB25566673は上告不受理)、前出東京高判令3・5・12では一審の慰謝料額70万円から増額され100万円、大阪高判令3・11・18LEX/DB25591266(フジ住宅事件控訴審)では慰謝料120万円が認められている。

●—注

- 1) 我が国は、規制に消極的なアメリカより、ヨーロッパとくにイギリスの規制状況に近いことは、松井茂記『表現の自由を守る価値はあるか』(有斐閣、2020年)1頁以下等を参照。
- 2) 窪田充見編『新注釈民法(15)』(有斐閣、2017年)693頁以下[吉村良一]等。
- 3) 大塚直「平穩生活権と権利法益侵害・損害論——福島原発事故賠償集団訴訟判決を素材として」論究ジュリ30号(2019年)106頁以下。若林三奈「集団に対する差別的言動と不法行為」法時93巻2号(2021年)98頁は、ヘイトスピーチが人間の尊厳に基礎をおく名誉や人格権を侵害する場合、第1類型と同様に平穩生活権の枠組みでの保護を論じるが、同「インターネット上の集団に対する差別的言動による人格権侵害」金尚均ほか編著『インターネット時代のヘイトスピーチ問題の法的・社会的捕捉』(日本評論社、2023年)146頁では、一般的かつ包括的な人格権概念による保護を主張される。
- 4) 京都地判平25・10・7判時2208号74頁(京都朝鮮人襲撃事件)は、人種差別行為に加えて、具体的な損害が発生している場合に不法行為責任が発生するとした。
- 5) ヘイトスピーチにより社会環境が汚染され、安心(assurances)という公共財や市民としての地位(個人/人間の尊厳)が損なわれることについて、Jeremy Waldron, *The Harm in Hate Speech*, Harvard University Press, 2012、奈須祐治「社会的法益を根拠としたヘイトスピーチ規制の可能性—J.ウォルドロン理論とその批判—」西南55巻1号(2022年)1頁以下、27頁など。前掲京都朝鮮学校襲撃事件では名誉や平穩に日常業務を営む利益を差止めの法的根拠とする。
- 6) 本訴・東京地判令5・6・14LEX/DB25597596は被告不出頭で請求原因事実の自白とみなした。
- 7) 本判決の評釈として、田代亜紀「判批」判評745号(2021年)7頁以下、竹村壮太郎「判批」民事判例22号(2021年)102頁以下。
- 8) 石崎学ほか『「帰れ」ではなく「ともに」——川崎「祖国へ帰れは差別」裁判とわたしたち』(大月書店、2024年)第3章[神原元]。
- 9) 名誉毀損でも慰謝料の高額化は著名人事例から一般人事例に拡張されていない。佃克彦『名誉毀損の法律実務(第4版)』(弘文堂、2025年)398~401頁。